

<h2 style="color: blue;">Pマークニュース</h2> <p>&lt;2015年爽秋号&gt; Vol. 13</p>	<p>(株) トムソンネット Pマークコンサルティンググループ</p>
--	---

2015年爽秋号目次

1. 始まったマイナンバーの通知とPマーク審査
2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（番外編：コンサル業者の選び方）
3. 最近の5年間におけるPマーク取得動向について
4. 「やさしい情報セキュリティ」その4：バックアップについて
5. トムソンネットからのお知らせ

### 1. 始まったマイナンバーの通知とPマーク審査



写真は2015年10月20日朝日新聞より

マイナンバーの通知が2015.10.5から順次始まっています。

これに伴い、Pマークの審査でも、個人番号関係事務のうち、全事業者が関連する「法定調書作成事務」と「社会保障事務業務」について、審査対象とさせていただきます。

Pマークの認定機関であるJIPDECが公表している「特定個人情報の取扱いの対応について」

(2015.5.19付)及び「プライバシーマーク制度における番号法及び特定個人情報ガイドラインへの対応について(よくある質問と回答)」(2015.10.7付)から、いくつかのポイントを紹介します。

Q1：マイナンバーの関連がPマークの審査に適用されるのはいつからか？(Q&A 4)

⇒ A1：申請時期によってではなく、申請時、審査時に実態として個人番号を取得・保管しているのであれば、審査対象となる。

Q2：プライバシーマーク付与事業者は、マイナンバー制度対応に伴い、規程の改訂が必要か？(Q&A 9)

⇒ A2：「特定個人情報の取扱いの対応について」(2015.5.19付)に示した要求事項3.3.1、3.3.2、3.3.3、3.3.4の対応が必要である。  
このうち少なくとも、要求事項3.3.4の「資源、役割、責任及び権限」については、規程の改訂を伴うと考えられる。

Q 3 : 個人情報保護方針を変更する必要があるか？

また、別に個人番号、特定個人情報に関する基本方針を新たにかかげる必要があるか？ (Q&A 15)

⇒ A 3 : J I Sにおける個人情報には、個人番号、特定個人情報が含まれており、J I Sに適合した個人情報保護方針は、変更や新規の策定は必要ない。

Q 4 : 個人番号収集に伴う本人確認のため、運転免許証やパスポート等の個人情報を取得する際には、利用目的の通知及び本人同意が必要か？ (Q&A 12)

⇒ A 4 : 個人番号収集に伴う本人確認は、番号利用法第 16 条に基づく措置であり J I S 3.4.2.4 のただし書き「法令に基づく場合」に該当するため、本人同意は必ずしも求められない。利用目的の通知は必要である。

Q 5 : 「特定個人情報ガイドライン」では、特定個人情報の「提示」を受けただけでは、「収集」に当たらないとしているが、J I Sにおいても管理対象外か？ (Q&A 16)

⇒ A 5 : 個人情報を閲覧するが保管はしない場合においても、J I Sでは、個人情報の特定の対象である。(Q&A 16)

Q 6 : 特定個人情報を取扱う情報システムの委託（クラウドサービスの利用、外部のハードウェア・ソフトウェアの保守サービスの利用など）について、「特定個人情報ガイドライン」Q & Aでは、「適切なアクセス制御がされ、個人番号をその内容に含む電子データを取扱わない場合は番号法上の委託に該当しない」としているが、J I Sでも同一の扱いか？

⇒ A 6 : J I S 3.4.3.4 の対象となる。委託する個人情報の安全管理を図るために監督を行うからである。

この他のマイナンバー制度開始に伴う改訂を含めて、トムソンネットでは、弊社と更新コンサル契約を締結されている事業者さんを対象に、現行の「PMS基本規程」「安全管理規程」に、マイナンバー関連規程の追加訂正を行った規程類の提供を12月から始めていくこととしています。

## 2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（番外編：コンサル業者の選び方）

Pマークニュースの「Pマーク取得のための勘どころ」もいよいよ大詰め（最終回）です。

このシリーズの最後のテーマとして、多くのPマーク取得を目指す事業者のみならず、共通の関心事である「コンサルティング会社の選び方」について、触れてみたいと思います。

Pマーク取得に関するコンサルを希望する事業者にとって望ましいコンサル会社像としては、「必ずとれる」「早く取れる」「無駄なく取れる」「取得とともに $\alpha$ が残る（定着する）」「安く取れる」等々が挙げられますが、問題はどのようにして望ましいコンサル会社を探し出すかです。

そこで、コンサル会社を選定するための評価項目を挙げましたので、参考にしてください。

### 【コンサル会社に対する評価項目】

番号	評価項目	具体的な評価ポイント
1	支援（コンサル）実績は十分か	・ 支援実績やPマーク審査員としての経験が豊富であること ⇒ 確実な取得に繋がります
2	業界や業務に関する知識を十分持っているか	・ 担当者が業界出身者あるいは当該業界の事業者に対するコンサル実績が豊富であること ⇒ 事業内容に相応しい対応が行われます
3	制度の説明から審査の支援までの幅広い支援があるか	・ Pマーク制度の説明からPMSの構築、教育、監査、さらには、申請後の文書および現地審査に対する支援がサービスに組み込まれていること ⇒ PMSに対する理解を深め、確実な取得に繋がります
4	Pマーク運用に必要な書類の様式や雛形の提供は十分か	・ 提供される書類の雛形等に過不足がなく、内容が洗練されていること ⇒ 確実な運用が出来ます
5	各種文書作成の支援はあるか	・ 文書作成はすべて依頼者側で、単に作成された文書の評価のみではなく、文書作成等の作業に対しても相応の支援があること ⇒ 作業負担を軽減できます
6	システムや情報セキュリティの知識は十分か	・ システム経験があり、ITやセキュリティ知識が豊富で、安全管理等の対応案を豊富に持っていること ⇒ 十分な安全管理策が期待されます
7	全行程に亘る支援作業の計画提示があるか	・ 打ち合わせの日程等が前広に予定され、長期に亘る作業計画に基づいてコンサルが行われること ⇒ 予定に沿って作業を進めることは確実な取得に繋がります
8	コンサル費用と支援内容は見合っているか	・ 支援内容とスケジュールが明確になっており、価格や提示された取得予定期間に説得力があること ⇒ リーズナブルな費用で支援を受けることになります
9	Pマーク取得後の保守サービスはあるか	・ Pマークの運用支援や継続更新時の支援を保守サービスとして提供すること ⇒ Pマークの2年ごとの継続更新が容易になります

上記を念頭に置き、コンサル業者との初期の面談や提示された資料で確認をすることが肝要です。

### 3. 最近の5年間におけるPマーク取得動向について

JIPDECが公表しているPマーク取得事業者数をもとに、最近5年間の推移を下表の通り業種別に追ってみました。

#### (1) 業種別Pマーク取得事業者数推移

業種区分		平成23年 (23.9.16)	平成24年 (24.9.14)	平成25年 (25.9.2)	平成26年 (26.8.22)	平成27年 (27.9.18)
農業		0	0	0	3	2
建築業		156	178	197	214	232
製造業		1,359	1,391	1,397	1,400	1,394
電気・ガス・水道業		13	14	16	17	16
運輸・通信業		622	545	562	613	648
卸売・小売業・飲食店		757	783	794	803	822
金融・保険業		230	244	247	262	269
保険業 内訳	保険業	6	7	8	8	8
	<b>保険媒介代理業</b>	<b>65</b>	<b>85</b>	<b>93</b>	<b>106</b>	<b>115</b>
	保険サービス業	12	13	14	15	16
	共済事業	5	5	5	5	4
	保険業小計	88	110	120	134	143
不動産業		129	130	143	151	176
サービス業		8,962	9,445	9,841	10,259	10,662
合計		12,228	12,730	13,198	13,722	14,221

(注1) 林業、漁業、鉱業、公務についてはPマーク取得事業者がないため上表から除外しました

#### (2) 業種別Pマーク取得事業者の推移について

- ① 5年間を通してのPマーク取得事業者の増加は、全体では約2000件、16%の伸びで、およそ年間500件ペースでコンスタントに増加しています。
- ② Pマーク取得が最も盛んなシステム事業者を含むサービス業の増加率は、19%と平均を上回っており、全体の伸びを牽引してきたと言えます。
- ③ 5年間の伸び率の高い業種ベスト3は、建築業49%、不動産業36%、サービス業19%です。
- ④ 金融・保険業全体で見ると、増加率は16%と平均的ですが、その中で保険代理店業は77%と異質の高い伸び率を示しており、今後も一層の増加が期待されます。

【保険媒介代理業（代理店）の年度別Pマーク取得事業者数】

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
事業者数	5	22	17	16	13

(注2) 平成27年は9月末までの集計です。

- ⑤ 製造業のように減少傾向にある業種がある一方で、運輸・通信業や不動産業が平成27年度に著しい増加を示していることが注目されます。

なお、情報システムのセキュリティ規格であるISMS（認証基準JIS Q 27001）の本年9月末における認証登録企業数は、4,699社です。ここ5年間の伸びは11%となっています。

## 4. 「やさしい情報セキュリティ」その4：バックアップについて

今回は「バックアップ」について述べてみたいと思います。

最初に、「バックアップ」には二つの目的があります。一つ目は、正に“今（最新）”の状態を復元することで、他方は“指定した日時”の状態に戻すことです。一般には前者が思い浮かぶことと思いますが、誤ってデータを消去したり、違う値に変更した場合には後者の方が必要になります。後者には“差分”や“増分”、或いは“履歴”機能が伴います。

さて、世の中には雨後の竹の子のように「バックアップ」システムが登場しています。“クラウド”（オンラインストレージ）サービスです。企業データのバックアップ先を考えた時、“事業継続性”（「BCP」）の観点から遠隔地が安全との思いがあることと、外出先からタブレット端末などで業務データをアクセスしたいビジネスマンや、スマホとの間でデータ（主に写真）を共有したい個人的なニーズの高まりが相まっての事です。以下、バックアップシステムの紹介と選定時のチェックポイントを挙げてみます。選択する際の一助になれば幸いです。

### （1）海外のサービス

国際的に著名なサービスには、Dropbox（Dropbox社）、Googleドライブ（Google社）、OneDrive（マイクロソフト社）などがあり、それぞれが何千万以上のユーザを抱えています。サーバの在所在地がどこにあるかが必ずしも明らかではなく、国内法が適用されないことから敬遠する企業・機関がない訳ではありませんが、実績としては申し分ありません。

これらのサービスは、各PCやスマホにクライアントソフトをインストールしてバックアップを“同期”させることができるようにしています。バックアップ対象としたフォルダの中のファイルが更新されると自動的にサーバにアップされます。しかし、サービスによっては“履歴”を持たないため、時点を指定しての復元ができない場合がありますので注意が必要です。それと、ユーザ側にはファイルを持たず、ストレージ側だけに存在させることが可能か？がチェックポイントになることも考えられます。費用面との見合いになります。

### （2）国内のサービス

ネット上の色々なサイトで比較表が公開されていますので選択する際の参考になりますが、電子データ保管サービス（セコム社）、Business OffiSuite（USEN社）、セキュアSAMBA（スターティア社）、GigaCC（ティーガイア社）、B@ck-Up（プレーン・アシスト社）、BackStore（ねこじやらし社）など多数あります。いずれのサービスも自動化・同期・履歴は元より、日本企業らしくGUI（操作性）に工夫を凝らしています。上記の海外物と同様のチェックポイント（機能）のほか、複数の利用者からの“共用”を前提に、いつ誰がアクセスしたかが分かるよう「アクセスログ」機能を持っているサービスもあります。

比較表ではなかなか目にしませんが、安全対策について第三者が認証／付与を行うISMS（ISO27001）やプライバシーマーク（JIS Q 15001）の取得の状況も考慮に入れるべきです。認定企業はホームページで一目瞭然ですが、申請中の場合もありますので、当該社に直接尋ねることをお勧めします。

### （3）自社内でのバックアップ

以上のサービスには無料のものもありますが、業務で利用するのであれば有料できちんとしたサポートを取り付けるべきです。一方、コスト面から手軽にオンサイト（社内）にバックアップ機器を置くこともメリット大です。以下に各機器の特徴を挙げてみます。

機器の種類	特長	1 媒体当たりの容量	留意点
外付けハードディスク	最も多く使われている	500GB～	チェーンロックなどの盗難予防対策が必要
USBメモリ	最も手軽で、パスワード保護が可能なタイプもある	8～128GB	施錠保管などの紛失対策が必要
テープ	容量、速度の改良が著しい	6～200TB	テープ装置が必要
CD、DVD	経年劣化に強く、“永久保存”に向いている	0.6～8GB	キズ、紛失対策が必要
ネットワークディスク (NAS)	パスワード保護がされ、アクセスログ機能を有している	500GB ～ 20TB	アクセス可能者等の初期設定が必要

付け加えて、レンタルサーバ内データのバックアップについて述べてみます。ECサイトなど、レンタル会社のサーバにデータベースを保有している場合、そのバックアップはユーザの責任です。サーバ会社が保証していないことは「利用規約」などに明記されています。自社のPCなどに適宜バックアップ（コピー）が必要です。解約時にはユーザが確実にサーバにあるファイルを消去することも忘れてはいけません。乱数を使って使用していた領域に上書きまですれば、残骸からの漏洩・流出を防ぐことができます。

## 5. トムソンネットからのお知らせ

10月からマイナンバーの通知が始まりました。

既にご案内の通りマイナンバーは、保険代理店様においても法律やガイドラインに則って厳正に運用することが求められています。

このため、弊社ではPマーク取得支援やPマーク取得先の運用支援のために、マイナンバーの取扱いを組み込んだ規程の整備を行い、今後、順次サービス提供することとしています。

つきましては、みなさまに於かれてはマイナンバー対応済みかとは思いますが、対応策に不安があるやまだ具体的な対応策を固めていないといったお悩みをお持ちの場合は、ご相談に応じますので、是非、お気軽に弊社にメールでご一報載下さい。

**Pマークについてのご相談は下記で承っています。お気軽にどうぞ！**

連絡先 株式会社トムソンネット (<http://www.tmsn.net/>)  
〒101-0062 東京都千代田区内神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ13階  
電話 03-3527-1666 FAX03-5298-2556

担当: 岩原 秀雄 (Mail: iwaharahi1017@tmsn.net) 平泉 哲史 (Mail: s.hiraizumi@tmsn.net)  
本間 晋吾 (Mail: s.honma@tmsn.net)

以上